

## 清須市条例第 3 1 号

## 清須市空家等対策協議会条例

## (設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、清須市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- (4) 特定空家等に対する措置の方針等に関すること。

## (組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 愛知県西枇杷島警察署の職員
- (3) 西春日井広域事務組合の職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第 4 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議においては、会長が議長となる。

3 協議会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。